

(趣旨)

第1条 この規程は、公安委員会の権限に属する事務のうち、警察本部長又は警察署長若しくはこれらの補助機関が、専決することができる事務について必要な事項を定めるものとする。

(専決事務の範囲)

第2条 警察本部長及び警察署長並びにこれらの補助機関は、別表に定めるところにより、公安委員会の権限に属する事務を専決することができる。ただし、重要、異例又は疑義のあるものについては、公安委員会の決裁を受けなければならない。

(報告)

第3条 前条の規定に基づき専決処理した事項については、警察本部長が定めるところにより、公安委員会に報告しなければならない。

(趣旨)

第1条 この規程は、公安委員会の権限に属する事務のうち、警察本部長又は警察署長若しくはこれらの補助機関が、専決することができる事務について必要な事項を定めるものとする。

(専決事務の範囲)

第2条 警察本部長及び警察署長並びにこれらの補助機関は、別表に定めるところにより、公安委員会の権限に属する事務を専決することができる。ただし、重要、異例又は疑義のあるものについては、公安委員会の決裁を受けなければならない。

(報告)

第3条 前条の規定に基づき専決処理した事項については、警察本部長が定めるところにより、公安委員会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和43年1月1日から施行する。
- 2 兵庫県公安委員会事務代行規程（昭和35年兵庫県公安委員会訓令第11号）は、廃止する。

附 則（昭和43年6月28日公安委員会訓令第6号）

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和43年8月27日公安委員会訓令第7号）

この訓令は、昭和43年9月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月31日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年9月20日公安委員会訓令第3号）

この訓令は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則（昭和45年2月27日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、昭和45年3月1日から施行する。

附 則（昭和45年12月18日公安委員会訓令第9号）

この訓令は、昭和45年12月18日から施行する。

附 則（昭和46年9月20日公安委員会訓令第7号）

この訓令は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則（昭和47年1月5日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、昭和47年1月5日から施行する。

附 則（昭和47年2月15日公安委員会訓令第3号）

この訓令は、昭和47年3月1日から施行する。

附 則（昭和48年1月9日公安委員会訓令第2号）
この訓令は、昭和48年1月9日から施行する。

附 則（昭和48年3月1日公安委員会訓令第7号）
この訓令は、昭和48年3月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日公安委員会訓令第3号）
この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月28日公安委員会訓令第2号）
この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年9月26日公安委員会訓令第4号）
この訓令は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年11月28日公安委員会訓令第8号）
この訓令は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則（昭和54年1月30日公安委員会訓令第1号）
この訓令は、昭和54年2月13日から施行する。

附 則（昭和54年3月31日公安委員会訓令第2号）
この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月26日公安委員会訓令第4号）
この訓令は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（昭和55年10月10日公安委員会訓令第4号）
この訓令は、昭和55年10月10日から施行する。

附 則（昭和55年12月5日公安委員会訓令第6号）
この訓令は、昭和55年12月5日から施行する。

附 則（昭和55年12月26日公安委員会訓令第7号）
この訓令は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月26日公安委員会訓令第8号）
この訓令は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年2月6日公安委員会訓令第1号）
この訓令は、昭和56年2月24日から施行する。

附 則（昭和56年6月19日公安委員会訓令第4号）
この訓令は、昭和56年7月17日から施行する。

附 則（昭和57年3月23日公安委員会訓令第3号）
この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年1月14日公安委員会訓令第2号）
この訓令は、昭和58年1月15日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日公安委員会訓令第6号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年8月17日公安委員会訓令第3号）
この訓令は、昭和59年9月1日から施行する。

附 則（昭和60年2月15日公安委員会訓令第3号）
この訓令は、昭和60年2月15日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日公安委員会訓令第5号）
この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年1月24日公安委員会訓令第4号）
この訓令は、昭和61年2月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月28日公安委員会訓令第7号）
この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月4日公安委員会訓令第8号）

この訓令は、昭和61年4月4日から施行する。

附 則（昭和61年12月19日公安委員会訓令第10号）

この訓令は、昭和61年12月19日から施行する。

附 則（昭和62年1月23日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、昭和62年1月23日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日公安委員会訓令第6号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年6月11日公安委員会訓令第8号）

この訓令は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月10日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、昭和63年3月10日から施行する。

附 則（平成元年3月16日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日公安委員会訓令第4号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月21日公安委員会訓令第8号）

この訓令は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成2年8月9日公安委員会訓令第2号）

1 この訓令は、平成2年9月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に第1種運転免許を受けている者で、当該第1種免許を受けていた期間（当該第1種運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して1年に達しないものについては、改正前の公安委員会事務専決規程別表の2警察本部の管理官、次席及び所属長補佐の専決事項の部運転免許試験場の項1、8（初心運転者講習の実施に係る部分に限る。）及び18の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成2年12月1日公安委員会訓令第6号）

この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成2年12月13日公安委員会訓令第9号）

この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成3年6月27日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成4年2月20日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成4年2月28日公安委員会訓令第4号）

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成4年3月11日公安委員会訓令第6号）

この訓令は、平成4年3月11日から施行する。

附 則（平成4年3月11日公安委員会訓令第6号の2）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年5月26日公安委員会訓令第9号）

この訓令は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（平成4年6月30日公安委員会訓令第10号）

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成4年10月15日公安委員会訓令第11号）

この訓令は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成5年7月8日公安委員会訓令第4号）

この訓令は、平成5年8月1日から施行する。

附 則（平成5年12月7日公安委員会訓令第5号）

この訓令は、平成5年12月7日から施行する。

附 則（平成6年4月21日公安委員会訓令第4号）

この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成6年9月28日公安委員会訓令第5号の2）

この訓令は、平成6年9月28日から施行する。

附 則（平成6年9月30日公安委員会訓令第7号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成6年11月15日公安委員会訓令第11号）

この訓令は、平成6年11月15日から施行する。

附 則（平成7年3月8日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、平成7年3月8日から施行する。

附 則（平成7年3月13日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月27日公安委員会訓令第6号）

この訓令は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成7年9月19日公安委員会訓令第9号）

この訓令は、平成7年9月19日から施行する。

附 則（平成8年8月8日公安委員会訓令第3号）

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成9年10月9日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成9年10月9日から施行する。

附 則（平成10年3月12日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月3日公安委員会訓令第3号）

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年1月21日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、平成11年2月1日から施行する。

附 則（平成11年3月4日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年10月21日公安委員会訓令第3号）

この訓令は、平成11年11月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月27日公安委員会訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年6月29日公安委員会訓令第5号）

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成12年8月10日公安委員会訓令第6号）

この訓令は、平成12年8月15日から施行する。

附 則（平成12年11月21日公安委員会訓令第7号）

この訓令は、平成12年11月24日から施行する。

附 則（平成13年2月1日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、平成13年2月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月14日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日公安委員会訓令第4号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月23日公安委員会訓令第5号）

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成14年6月27日公安委員会訓令第6号）

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成14年9月19日公安委員会訓令第10号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年6月12日公安委員会訓令第3号）

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成15年8月21日公安委員会訓令第4号）

この訓令は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成15年11月27日公安委員会訓令第5号）

この訓令は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成16年6月28日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日公安委員会訓令第7号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月24日公安委員会訓令第9号）

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17年11月17日公安委員会訓令第10号）

この訓令は、平成17年11月21日から施行する。

附 則（平成17年11月24日公安委員会訓令第11号）

この訓令は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成17年12月16日公安委員会訓令第12号）

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日公安委員会訓令第6号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月20日公安委員会訓令第8号）

この訓令は、平成18年4月20日から施行する。

附 則（平成18年4月27日公安委員会訓令第9号）

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成18年5月30日公安委員会訓令第12号）

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年6月22日公安委員会訓令第13号）

この訓令は、平成18年6月22日から施行する。

附 則（平成18年8月10日公安委員会訓令第14号）

この訓令は、平成18年8月21日から施行する。

附 則（平成18年12月7日公安委員会訓令第15号）

この訓令は、平成18年12月7日から施行する。

附 則（平成19年1月25日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月29日から施行する。

附 則（平成19年4月26日公安委員会訓令第4号）

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年5月25日公安委員会訓令第5号）

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）

の施行の日〔平成19年6月1日〕から施行する。

附 則（平成19年5月25日公安委員会訓令第6号）

この訓令は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成19年5月31日公安委員会訓令第7号）

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年6月14日公安委員会訓令第8号）

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年9月13日公安委員会訓令第9号）

この訓令は、平成19年9月19日から施行する。

附 則（平成19年11月22日公安委員会訓令第10号）

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成20年2月21日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20年3月13日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月20日公安委員会訓令第3号）

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成20年7月1日公安委員会訓令第5号）

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年7月17日公安委員会訓令第6号）

この訓令は、平成20年7月18日から施行する。

附 則（平成20年11月13日公安委員会訓令第7号）

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日公安委員会訓令第3号）

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年5月31日公安委員会訓令第4号）

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年7月16日公安委員会訓令第5号）

この訓令は、平成21年7月16日から施行する。

附 則（平成21年11月26日公安委員会訓令第6号）

この訓令は、平成21年12月4日から施行する。

附 則（平成22年3月26日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、平成22年4月19日から施行する。

附 則（平成22年10月28日公安委員会訓令第3号）

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成23年3月8日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月9日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、平成24年3月22日から施行する。

附 則（平成24年3月30日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月30日公安委員会訓令第4号）

この訓令は、平成24年10月30日から施行する。

附 則（平成25年1月9日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、平成25年1月30日から施行する。

附 則（平成25年3月26日公安委員会訓令第2号）
この訓令は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成25年10月17日公安委員会訓令第5号）
この訓令は、平成25年10月21日から施行する。

附 則（平成26年5月20日公安委員会訓令第1号）
この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成26年8月18日公安委員会訓令第2号）
この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成26年10月7日公安委員会訓令第3号）
この訓令は、平成26年10月7日から施行する。

附 則（平成27年3月16日公安委員会訓令第1号）
この訓令は、平成27年3月20日から施行する。

附 則（平成27年5月29日公安委員会訓令第3号）
この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年6月17日公安委員会訓令第4号）
この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日公安委員会訓令第6号）
この訓令は、平成27年11月2日から施行する。

附 則（平成27年12月15日公安委員会訓令第7号）
この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日公安委員会訓令第2号）
この訓令は、平成28年3月23日から施行する。

附 則（平成28年3月29日公安委員会訓令第5号）
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月21日公安委員会訓令第6号）
この訓令は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成28年11月25日公安委員会訓令第8号）
この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年2月21日公安委員会訓令第1号）
この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成29年6月13日公安委員会訓令第3号）
この訓令は、平成29年6月14日から施行する。

附 則（平成29年6月29日公安委員会訓令第4号）
この訓令は、平成29年6月29日から施行する。

附 則（平成30年3月14日公安委員会訓令第2号）
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日公安委員会訓令第4号）
この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成30年5月11日公安委員会訓令第5号）
この訓令は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成31年3月7日公安委員会訓令第3号）
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。